

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和8年度第1回水戸市双葉台市民センター運営審議会

2 開催日時

令和8年6月23日（火）午前10時00分から11時30分まで

3 開催場所

双葉台市民センター 小会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

和田 正治、薄井 光栄、綿拔 郁子、田中 利幸、横須賀 恵子、植松 陽子

(2) 執行機関

五上 正嗣、杉山 洋子

(3) その他

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 令和7年度双葉台市民センター事業実施報告について（公開）

(2) 令和7年度双葉台市民センター利用状況について（公開）

(3) 令和8年度双葉台市民センター運営方針及び重点目標について（公開）

(4) 令和8年度双葉台市民センター事業計画（案）について（公開）

(5) その他（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

令和8年度第1回水戸市双葉台市民センター運営審議会

9 発言の内容

執行機関 令和8年度第1回水戸市双葉台市民センター運営審議会を開会いたします。この会議は双葉台市民センターの運営について、市長から諮問を受けて開催する会議となります。皆様から慎重な御審議をいただけますようよろしくお願いいたします。

運営審議委員の期間につきましては令和8年度及び令和9年度の2年間になりますので運営審議委員の皆様よろしくお願ひいたします。

それでは改めて双葉台市民センター運営審議会の会長と副会長の選任をお願ひいたします。

____委員 会長と副会長については前年に引き続き、____委員と____委員にお願ひできないでしょうか。

執行機関 このような意見がありました、ほかに御意見ありますでしょうか。無ければ____委員に運営審議会長、____委員に副会長をお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

執行機関 それでは____会長から御挨拶をお願ひいたします。

会 長 (会長あいさつ)

執行機関 ありがとうございます。
それでは早速議事に入りたいと思います。
議事の進行に当たっては市民センター条例第12条第1項の規定に基づき____会長にお願ひいたします。

議 長 それでは市民センター条例の規定によりまして、暫時、議長を務めます。皆様の御協力をお願ひいたします。
会議に入る前に「本日の出席状況について」事務局から報告をお願ひいたします。

執行機関 本日の出席状況について報告いたします。
委員数6名のところ出席者6名です。市民センター条例第12条第2項に基づき会議が成立することを御報告いたします。

議 長 本日の運営審議会は成立しておりますので、会議次第に従い議事を進めます。
本日の会議の議事録署名人には、____委員と____委員にお願ひいたします。
それでは議事に入りたいと思います。
「(1) 令和7年度双葉台市民センター事業実施報告について」事務局から説明願ひます。

執行機関 (資料について説明。)

議 長 何か御意見、御質問等ありませんか。
一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認め、資料のとおりといたします。
続きまして「(2) 令和7年度双葉台市民センター利用状況について」事務局から説明
願います。

執行機関 (資料について説明。)

議 長 何か御意見、御質問等ありませんか。

委員 市民センターの図書館の利用状況ですが、小学生の利用状況はいかがでしょう。

執行機関 「子どもの居場所づくり事業」と「クーリングシェルター」を実施していることから、
学校帰りの児童や生徒が寄るケースがあります。また、夏休みなどにおいて幼い兄弟がい
ることから、自宅で受験勉強をすることが難しい中学生が夏休みの間、市民センターの図
書コーナーで勉強していることもありました。

委員 大人の目がある場所で子どもたちの居場所があることは、学校としてもとてもありが
たいと思っています。

議 長 ほかにございますか。

委員 市民センターの利用について、去年からスマホやパソコンを通して予約するようにな
りましたが、影響などは出ていますか。

執行機関 たしかに高齢者からは利用予約の操作方法が覚えられないと苦情がでることもありま
す。その場合職員が丁寧に予約の手伝いを行うなど、適切に対応しています。

委員 こども食堂などの公共性の高い団体も予約システムで利用許可を取っているのですか。

執行機関 こども食堂については、水戸市のこども政策課から年間利用スケジュールを受け取り、
事前に利用予約しています。委員の言われた公共性の高い団体については事前に相談を
いただき、部屋の利用ができるようにしています。

議 長 ほかに御意見、御質問はございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認め、資料のとおりといたします。
続きまして「(3) 令和8年度双葉台市民センター運営方針及び重点目標について」事務局から説明願います。

執行機関 (資料について説明。)
前年度の双葉台市民センター運営方針及び重点目標と大きな違いはございませんが、特に意識して行っていることは、事業評価を行い前年度開催した講座や事業についての課題修正や運営審議会等第三者機関による検証をしっかり行い、地域のニーズに応えることや生涯学習の推進に邁進したいと考えております。

議 長 何か御意見、御質問等ありませんか。特にないようであれば資料のとおりといたします。次に議題「(4) 令和8年度双葉台市民センター事業計画(案)について」事務局から説明願います。

執行機関 (資料について説明。)

議 長 何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委員 女性会で主催する子育て広場ですが、双葉台市民センターホールのエアコン工事があるため、今年の9月下旬から11月上旬にかけて子育て広場の開催を休むことになっています。資料に載っていなかったので皆さんにお伝えしておきます。

執行機関 議題「(5) その他」で御説明しようと思ったのですが、御意見がでたので双葉台市民センターホールのエアコン工事の予定と共にお話しさせていただきます。

去年の夏頃からホールのエアコンの室外機の基盤が故障してしまいました。エアコンの生産者メーカーが倒産していたことから修理用の部品が無く、修理ができない状況でした。

さらに夏場に子ども教室や高齢者学級などがホールに集中していたことから、緊急措置として壊れた室外機の基盤と正常に動いているほかの部屋の室外機の基板を交換し、ホールのエアコンを運用しておりました。

今年度に工事の予算措置がされ修繕工事が行われることになりましたが、室外機と共にホールのエアコン自体も変更となり、その工事が1ヶ月ほどかかる予定です。ホールに足場を組んだり工事材料を保管するためホールに立ち入ることができなくなります。

子育て広場はホールで開催しているのですが、ホールを利用できない間は和室や大会議室で対応ができないか女性会の役員さんと協議いたしました。その中で子育て広場で使用するおもちゃを保管場所からの毎回の移動が困難なこと、和室は障子や畳のため子どもたちによる破損の恐れがあることから、残念ながら工事期間中は子育て広場は休止することとなりました。

<u>委員</u>	10月には完全にホールを使えないということですか。そうすると「双葉台地区スポーツフェスタ」や「ふれあいフェア in 双葉台」に影響が出るということでしょうか。
執行機関	工事期間は余裕を持ってとっています。予定では「福寿のつどい」が9月19日（土）、「ふれあいフェア in 双葉台」が11月14日（土）になりますので、その間にホールの工事完了をお願いしています。また、「双葉台地区スポーツフェスタ」についてはスポレク部会と調整し、協議内容や他の部屋を利用して事業を実施していただくことになっています。
議 長	「福寿のつどい」と「ふれあいフェア」はホールを使用できるということですね。「スポーツフェスタ」については7月にスポレク部会の会議がありますので、そのときに種目などの調整を行うのでしょうか。 ほかに御意見、御質問はございますか。なければ、資料のとおり承認してよろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしと認め、資料のとおりといたします。 それでは「(5) その他」ですが、事務局から何かありますか。
執行機関	皆さんも御存じかと思いますが、今年の冒頭、水戸市長の談話で水戸市への移住や定住化促進を目的として、市民センターの使用について市外団体の有料化を検討しているという記事がありました。その意向を受け、令和9年度より水戸市外の団体について有料化に向けてスケジュールができましたのでここで御説明をさせていただきます。 (別紙資料説明)
<u>委員</u>	先ほど御説明のあった団体の判定基準ですが、7割以上が水戸市民というのは随分厳しい条件ですね。どのようにして水戸市とそれ以外の方を選別するのですか。
執行機関	県内の近隣市町村の事例を参考に割合を決めています。選別基準として団体登録時に提出される団体名簿を基準として判断します。但し、虚偽の名簿が提出された場合などはその団体に対し厳しい措置をとることになると思います。
<u>委員</u>	公共性、公益性の高い団体に対しても有料となるのでしょうか。
執行機関	公共性、社会性、地域特性等に照らし、極めて限定的な理由により市民センターを利用する際には、使用料を免除、減額することになります。地域住民に対し地域貢献活動などを行う場合が該当すると思います。

委員 市外団体が市民センターを使う場合、どれほどの料金設定になるのでしょうか。

執行機関 今のところ使用料については協議中で、今後条例改正や利用団体への周知の段階で明確になっていくものと思います。因みに他市町村の事例で申しますと、会議室で 100 円から 3,000 円、ホールで 640 円から 30,000 円となっています。

委員 高額な使用料のホールは市民センターのようなホールでなく、セレモニーホールみたいなものかもしれませんね。

執行機関 ここでは他市町村の施設について確認ができませんので、あくまでも事例となっています。施設の規模や設備など大きく違うものもあると思います。

議 長 いずれにしても常識を大きく外れるような使用料は無いと思います。水戸市民と市外の方が同じように利用できる市民センターも良いでしょうが、やはり水戸市民の税金で建てた市民センターですので、受益者負担の原則に則って利用するのも致し方ないかと思ひます。

ほかに御意見、御質問はございますか。特にないようでしたら「(5) その他」の審議を終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議は全て終了いたしました。皆様の御協力により審議会を円滑に終了することができました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

執行機関 委員の皆様には長時間にわたり貴重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上を持ちまして「令和 8 年度第 1 回双葉台市民センター運営審議会」を終了させていただきます。

次回「令和 8 年度第 2 回双葉台市民センター運営審議会」は 2 月頃開催したいと思ひますので御協力お願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。